

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

## 準備書面(10)

(原告らの酪農に関する労働実態について)

2025(令和7)年10月15日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら代理人弁護士 船山 暁子

同 中島 哲

同 山田 佳以

同 吉田 玲英

同 橋本 祐樹

同 神坂 正美

同 氷見谷 馨

本書面は、原告ら準備書面（８）第３「原告らの労働実態」のうち、「酪農部門」に関する主張を補完するものであり、X牧場において、原告らが担っていた仕事が、一般的な酪農牧場の作業内容と比較して、同様の内容もしくはそれ以上の過重なものであったこと及び原告らの労働環境が劣悪であったことを主張するものである。

## 第１ 一般的な酪農牧場の労働実態について

原告代理人らは、                    にある協力牧場（以下「当該牧場」とする）を訪問し、牧場内を見学したうえ、経営者から当該牧場の労働内容及び労働環境についての説明を受けた。以下では、訪問見学時の聴取りを元に一般的な酪農牧場の労働実態についての説明を行う（甲６０）。

### １ 酪農牧場の労働時間

当該牧場の従業員は朝５時に起床し、午前５時３０分から午後９時までの約３時間３０分、１回目の作業を行う。その後、２回目の作業は午前１０時から午後１時までの３時間行い、３回目の作業は午後３時３０分から午後７時３０分の４時間行う。作業と作業の間は休憩時間となる。

### ２ 酪農牧場の作業内容

#### (1) 給餌について（甲６５）

牛に餌を与えること、すなわち給餌（きゅうじ）は欠かすことができない仕事である（甲６５）。乳牛はよく食べて反芻して寝ないと乳が出なくなり、搾乳ができなくなるからである。

当該牧場では、牧草を発酵させたサイレージ<sup>1</sup>にコーングラス<sup>2</sup>と配合飼料<sup>3</sup>を加え、３種類を混ぜ合わせたものを飼料としていた。

<sup>1</sup> サイレージとは、牧草などの水分の多い飼料作物をサイロで発酵させ、保存性を高めた家畜用の飼料をいう。

<sup>2</sup> コーングラスとはトウモロコシの「雌穂」を細かくして発酵させた「イアコーンサイレージ（Ear Corn Silage）」のこと、またはそれを含んだ飼料を意味する。

<sup>3</sup> 配合飼料とは、トウモロコシ、麦、粕類などの複数の原料を配合・加工した飼料をいう。

当該牧場では70頭の牛を飼育しており、使う飼料の量は、1日2トンから3トン程度である。なお、一般的な乾燥牧草ロールの重さは、1個300から350キログラムであるので、飼料3トンは牧草ロールで当てはめると10個程度となる。

当該牧場は機械による自動配膳システムを採用している。

(2) 搾乳について(甲67)

ア 搾乳を怠ると牛が乳房炎をおこすため、これを防ぐために搾乳は毎日必ず行わなくてはならない。なお、搾乳には衛生面から搾乳用グローブ(甲68・28枚目)をつけることが通常である。

イ 前述のとおり、当該牧場の乳牛数が70頭であるが、搾乳については、2人で朝晩2回行っており、搾乳だけの所要時間は1回1時間から1時間半程度である。

搾乳には、搾乳専用機器(甲68・3枚目以降)が用いられるのが一般的である。乳頭にカップ(ティートカップ)をつけると、自動的に搾乳がなされ、乳がタンクに溜まり、搾乳が終わると自動的にカップが外れる仕組みである。

作業者は、牛の乳にカップを取り付け、カップが外れるのを待ち、外れると次の牛へと移動させる。これを繰り返しながら搾乳を行う。

モバイルバケットミルクカーなどとも呼ばれる移動式のポータブルタイプ搾乳機を利用する場合(甲68・9枚目、甲69)、搾乳機の重さだけで約7キロであり(甲69)、これにバケットミルクカーと呼ばれる牛乳タンクを積んで、牛から牛へと移動を繰り返す。搾乳機自体も軽いものではないが、バケットミルクカーはステンレス製で25リットル入り、半透明プラスチック製で23リットル入りないし30リットル入りであり、これに乳が溜まっていくと更に重くなっていき、最終的には30~37キログラム程度の重さになる。

ウ 搾乳機で絞り切れなかった乳が乳房に残ることがある。その場合は、手で絞り出さなければならない。人間の手で乳しぼりを繰り返すと、手にかなりの負

担がかかる。手の指が乳しぼりをする際の形に固まっていき、手を広げると指が自然に曲がる状態になることがある。

エ 搾乳は酪農牧場の中心の仕事であるが、搾乳機を使用したとしてもかなりの重労働である。

### (3) 牛舎の清掃作業（甲66）

搾乳の前後に牛床（ぎゅうしょう・牛の寝床）を清掃し清掃後に牛床にわらを補充する。

牛をつないで飼育するつなぎ牛舎では、バークリーナー<sup>4</sup>（甲70）を用いて、牛舎の外に糞尿を排出する。

牛1頭の糞の量は1日45.5キロ（甲35）、70頭で約3トンである。

バークリーナーにより牛舎外に搬出された大量の糞は、乾燥させ堆肥用として農業者に売却する。売却できる状態とするため、週1度程度、乾燥させた糞を集める作業がある。

手押し車等によって糞を運搬する場合、用具を頻繁に手入れする必要がある。特に一輪車はタイヤが一つであり、作業員がバランスをとって運搬するものであるため、一輪車のタイヤに空気が十分充填されていれば軽く、作業員の負担も軽減するが、手入れがされていないと負荷がかかり不安定となり、それを押す従業員が過大な労力を要することになる。

### 3 労働環境整備の上で注意すべき点

酪農牧場で作業をすると、牛の糞尿の臭いが衣類や身体に染みついたため、経営者としては、従業員に対して臭い対策を行うことが必須であり常識である。

従業員の宿舎が牛舎に近いと臭うから、牛舎と宿舎を離す必要があるし、風向きでも臭いが宿舎に届く場合があるから注意が必要である。

当然ながら、作業中に着用する作業着と普段着は分けることは必須である。そのままの服で自室に出入りしたら強烈な臭いと共に生活をすることになるからであ

---

<sup>4</sup> 家畜の糞尿や汚れた敷料などを自動で畜舎の外に搬出する機械設備

る。

経営者としては、従業員の着替え用の部屋を提供する、作業着は、夏服、冬服ともに提供する、自前で仕事着を用意するならばその分経費として支払う等々に留意する必要がある。

仮に、作業着のまま従業員を就寝させていたとすれば、経営者として正常な判断ではない。

## 第2 原告らの労働実態

### 1 X 牧場での原告らの労働時間

原告らの就業開始は午前5時頃であり、終了は午後7時頃であった（被告牧場経営者Z氏令和6年2月27日付回答書別紙1、被告牧場経営者Y氏同日付回答書別紙1）。原告らの酪農に関する作業時間は、一般的な酪農牧場と同程度のものである。

もっとも、一般的な酪農牧場では、朝、昼、晩の各作業の間に休憩時間を設けるのが通常であるが、原告らは、上記休憩時間に農作業や除雪を行っていたため、一般的な酪農牧場と同程度の休憩を取ることは到底不可能であった。

なお、原告らに休日を与えられていなかったことは従前の主張のとおりである。

仮に X 牧場において酪農ヘルパー制度を利用していたとしても、（令和7年9月5日被告牧場経営者Z氏準備書面第3(1)ア、イ）その利用頻度は月1回程度というのであり、原告ら3人が休日をとれていたことの裏付けにはならないというべきである。

### 2 原告らの作業内容

#### (1) 給餌について

X牧場では1日に与える餌の量は1頭につき約30キログラム（被告牧場経営者Z氏令和6年6月21日付回答書1頁1(3)ア③）であり、頭数は60頭から70頭（同回答書1頁1(3)ア①）というのであるから、1日約1800から2100キログラム、約2トンの飼料を与えていたことになる。

X牧場では自動配膳システムは使用しておらず、原告Bらが手押しワゴン車で飼料の運搬をしていた。

X牧場では、サイレージに配合飼料を混ぜた飼料を使用しており、混ぜ合わせる作業こそ被告牧場経営者Z氏が行っていたものの、給餌は原告Bと原告Cの2人の担当であり、X家の他の家族が手伝うことはなかった。

原告Bらは、毎日朝夕2回、朝は乳搾りの後、夕は乳搾りの前に給餌作業を行っていた。給餌1回につき4回から5回の飼料運搬を行っており、所要時間は1回につき1時間程度であった。

## (2) 搾乳

ア 搾乳は、原告Bと原告Aの2人の仕事であり、給餌と同様にX家の他の家族が手伝うことはなかった。

搾乳機を用いて、朝晩2回、1回2時間程度、搾乳を行い、365日休むことなく毎日行っていた。上述のとおり、搾乳機を牛から牛へ移動させるのは、重労働である。

なお、原告Bは、X牧場を出た後、支援者に腰痛を訴え、現在においても腰の治療が継続中である。

イ 乳房を手で触れて張りがあると乳が残っていることが分かる。そのような場合が頻繁にあるため、原告らは日常的に手で乳しぼりを行っていた。

通常、搾乳時に使用される搾乳用グローブは、原告Bらに与えられなかったため、手での乳しぼりも素手で行っていた。

ウ 原告Bらは、冬期間においては、牛の乳のぬくもりでかじかむ指を温めながら作業を行っていたところ、被告牧場経営者Zは、「牛舎内は手がかじかむ寒さではありませんでした」と反論する（令和7年9月5日被告牧場経営者Z準備書面第3(1)ア、イ）。

しかし、恵庭市の冬季最低気温がマイナス22.9度になることもあること（甲39）、及び牛舎内に暖房設備がなかったことから、牛の体温で牛舎内の気

温が多少高まったかもしれないとしても、被告牧場経営者Z氏の上記主張は全く根拠のないものであるばかりか、同氏が実際に牛舎内で長時間作業を行っていなかったことの証左である。

### (3) 牛舎の清掃作業

ア 牛舎の清掃作業は、原告ら3人の仕事であった。牛舎の通路を箒で掃く、バークリーナーの操作、牛の寝わらを敷く作業等を行っていた。当然ながら牛の排泄が途切れることはないため休みはなく、作業は毎日行っていた。これらの作業もX家の家族が手伝うことはなかった。

X牧場の牛舎はつなぎ牛舎<sup>5</sup>であり（甲62）、バークリーナーを用いて、糞尿を牛舎の外へ排出していたが、全て自動で処理されるわけではなく、人間の労力が必要であった。

牛舎内のバークリーナーに糞が溜まるままにしておくと、バークリーナーを動かした際、チェーン部分が切れてしまう場合がある。それを防ぐため、バークリーナー上に溜まった糞を平らにならす作業が必要であった。また、バークリーナーで牛舎外に排出された糞の山は、高くなるとバークリーナーの動きに支障がでる。そうならないように糞の山を崩す必要もあった。原告Bはこれらの作業を1日に何度も繰り返していた。

なお、X牧場から手袋の支給はなかったため、原告Bは、牛舎内の糞を平らにならす作業、牛舎外の糞の山を崩す作業のどちらともを素手でしていた。

イ 原告Bと原告Aは、堆肥場にたまった糞を乾かすため、フォークで糞を一輪車に載せて畑に運び、ならして広げるという仕事をも課せられていた。これも毎日行っていた。

一輪車で一度に運ぶことのできる糞の量は、30～40kg程度である。時には10回以上、往復して運搬をしていた。

しかも、原告らが使用する一輪車は、タイヤに空気を充填する等の手入れが

---

<sup>5</sup> 牛舎の個別のスペースで牛を首輪やロープでつないで飼育する方式。

ほとんどなされておらず、常に不安定でグラグラした状態の一輪車を使用せざるを得ず、原告らには過大な負荷がかかっていたものである。

### 3 原告らの労働環境が劣悪だったこと

#### (1) 作業用具の不備

酪農牧場では、搾乳の際に搾乳手袋をつけることが常識であるが、原告らには手袋の類は一切与えられなかった。そのため、原告らは常に素手で作業を行っており、それは厳寒期も同様である。

加えて、バークリーナーの仕様上、牛の糞の山を動かす作業が必要であるが、その際も原告らに手袋は与えられず、素手で行っていたというのである。

また、牛の糞を運搬する際、原告らは一輪車で何度も往復するという作業を行っていたが、タイヤの空気充填などの手入れが行き届いていない一輪車を使わざるを得なかった。

原告らは自らの障害のため、他の酪農牧場の労働環境を知ることも比較することもできなかった。それ故、これらの不備を訴えることも改善を求めることもできず、数十年もの間、劣悪な労働環境に甘んじるしか術がなかったのである。

#### (2) 牛の臭い対策の不備

ア 牛酪農牧場において、牛の臭い対策が必須であることは、上述のとおりである。しかし、X牧場において、原告らへの配慮は全くなされていなかった。

X家の家族が居住する母屋は牛舎から離れた場所にあるが、原告らが居住するプレハブは、牛舎のすぐ隣に設置されていた。

原告らは作業専用の衣服は与えられておらず、作業した服のまま、自室で生活をしていた。また、パジャマ等の就寝用の衣類も与えられておらず、まる一日作業した服のままで就寝していた。

衣類の洗濯は原告ら自身が行っており、原告ら自身が唯一水道設備のある牛舎のなかで洗濯するほかなかったことから、洗濯をしたとしても衣類から牛の臭いを完全に消し去るのは難しかったことは想像に難くない。

イ 原告代理人らは、当該牧場見学の際、靴袋をつけ、糞を身近に持ち込まないよう注意を払ったものの、車や持ち物に臭いが移り、それが除去されるまで数日間を要した。それほどに牛の糞尿の臭いは強烈なのである。

加えて、牛の糞尿の臭いは、相当な不快感を伴うものであり、その臭いと共に生活し、その臭いと共に就寝するなどという生活は、それ自体が苦行である。

このように、原告らの生活環境は、人間としての必要最低限度の配慮もなされておらず、虐待と評価すべき劣悪なものであったと言わざるを得ない。

#### 4 結語

以上のとおり、原告らは、被告牧場経営者Z氏らから一般的な酪農牧場との仕事内容と同程度若しくはそれ以上の仕事を課せられていたのであり、原告らの労働実態は、被告恵庭市が主張するような「家事使用人」の「ある程度の労働力」（被告恵庭市準備書面（1）1頁）の提供などとの評価からはかけ離れたものであった。

加えて、原告らの労働環境は、一般的な酪農牧場の労働環境と比較して極めて劣悪であったものである。

以上